1

ハロゲン化物消火設備

消防用設備等の 試験項目・試験方法・判定基準

外観試験

	試験	項	目	試験	方	法	合 否 の 判 定 基 準
貯	蔵 消	火	剤 等	目視により 確認す	る。		消火剤は所定のものが使用されており、かつ、ハロン2402、ハロン1211及びハロン 1301を放射するものにあっては規定量以上、その他の消火剤にあっては、規定の範囲 内の量であること。
貯蔵	設置場所等	設置	場所	目視により 確認す	る。		a 防護区画等以外の場所であること。 b 温度変化の少ない場所であること。 c 直射日光及び雨水のかかるおそれの少ない場所であること。
		表示	· 標 識				適正に設けてあること。
容器	機 器	貯 蔵	容 器	目視により 確認す	る。		a 1 MPa以上のものにあっては、高圧ガス保安法に定める圧力容器の規定に適合 したものであること。 b 1 MPa未満のものにあっては、労働安全衛生法令に定める第2 種圧力容器の規 定に適合したものであること。
等		1	圧 値に限る。)				a ハロン1211にあっては、1.1MPa又は2.5MPaであること。 b ハロン1301にあっては、2.5MPa又は4.2MPaであること。 c HFC-227eaにあっては、2.5MPa又は4.2MPaであること。
		充 て	ん比				a ハロン2402のうち加圧式のものにあっては0.51以上0.67以下、蓄圧式のものにあっては0.67以上2.75以下であること。 b ハロン1211にあっては、0.7以上1.4以下であること。 c ハロン1301にあっては、0.9以上1.6以下であること。 d HFC-23にあっては、1.2以上1.5以下であること。 e HFC-227eaにあっては、0.9以上1.6以下であること。
		容	器 弁				消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣又は消防庁長官が指定 する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
			開放装置				容器弁開放装置は、容器弁に堅固に取り付けてあること。
			置・破壊板				消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣又は消防庁長官が指定 する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
加圧用	設 置	場	所 等	目視により 確認す	る。		a 防護区画以外の場所であること。 b 温度変化の少ない場所であること。 c 直射日光、雨水のかかるおそれの少ない場所であること。
ガス容	機器	加 圧	容 器	目視により 確認す	る。		a 高圧ガス保安法による容器検査合格品であること。b 取付枠に確実に固定され、ガス圧による回転機構を有するものにあっては開閉が定位置となっていること。
器		安全装置	置・ 容器弁				消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣又は消防庁長官が指定 する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
1	加圧用ガス	種	别	目視により 確認す	る。		室素ガスであること。
		ガ	ス量				ガス量は、規定量以上であること。
動用ガ	設 置	場	所 等	目視により確認す	ొద్ద.		a 防護区画等以外の場所であること。 b 温度変化の少ない場所であること。 c 直射日光及び雨水のかかるおそれの少ない場所であること。
ス容器	機器	構	造等	目視により 確認す	ిదే,		a 内容積は、1 ℓ以上であること。 b 二酸化炭素の量は、0.6kg以上であること。 c 充てん比は、1.5以上であること。 d 容器は、高圧ガス保安法に定める圧力容器の規定に適合したものであること。
		容	器弁				消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣又は消防庁長官が指定 する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
選	設置場所等	設置	場所	目視により 確認す	る。		防護区画以外の適正な場所に設けてあること。
択弁		表	示				選択弁又はその直近に選択弁である旨及びどの防護区画又は防護対象物の選択弁であるかの表示が設けてあること。
	機器	導 管	接 続 部	目視により 確認す	る。		起動用導管の結合部は、亀製、変形等がなく、確実に接続されていること。
		構	造				消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣又は消防庁長官が指定 する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
起	手動起動装置	設置場所 等	設置場所	目視及びスケー。	ル等を 月	用いて確認。	す 防護区画の出入口付近等、当該防護区画が見通せ、かつ、火災の際容易に操作でき、操作後速やかに退避できる箇所に設けてあること。
動			設置位置				一の防護区画又は防護対象物ごとに設けてあること。
			設置高さ				操作部は、床面からの高さが0.8m以上1.5m以下の位置に設けてあること。
装			設備表示				直近の見易い箇所に「ハロゲン化物消火設備手動起動装置」等の表示が設けてあること。
置			取扱表示				起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に 表示されていること。
		機器	途 色 等	目視により 確認す	る。		外面は、赤色で、著しい損傷がなく、厚の開閉が確実に行えるものであること。
			防護措置				扉は、封印されていること。
			表示灯				電気式のものには、電源表示灯が設けてあること。
			スイッチ				a 音響警報起動用スイッチが設けられていること。 b 放出起動用スイッチが設けられていること。 c 停止スイッチが設けられていること (局所放出方式専用のものを除く)。 d 起動装置に有機ガラス等による有効な防護措置が施されていること。
- 1			場所等	目視により 確認す			a 貯蔵容器設置場所、防災センター等容易に点検できる場所に設けること。





2

ハロゲン化物消火設備

消防用設備等の 試験項目・試験方法・判定基準

	試験項目	試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
	機器等 自動・手! 切替装置	目視により確認する。	自動・手動切替装置が設けられていること。
	構造。	S .	a 自動・手動の切替えは、かぎ等によらなければ操作できない構造であること。 b 自動・手動切替表示灯が設けられていること。
	感知	1.7	a 自動火災報知設備の試験に準じて判定すること。 b ハロン1301を放射するものを除き、2以上の感知器回路が設けてあること。
警	設 置 位 i	目視により確認する。	各防護区画ごとに警報を有効に報知できるように設けてあること。
報	機器警報方言	目視により確認する。	a 全域放出方式のものに設けるものは、常時人のいない防火対象物を除き、音声に
装			よるものであること。 b ハロン1301を用いるものにあっては、音声でなくてもよいこと。
置	音声再生装置の設置	<u> </u>	音声の再生装置は、制御盤等に組み込まれているか又は制御盤等の付近に設けられ
	所		ていること。
	構造・性 1		消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣又は消防庁長官が指定 する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
	設 置 場 所	目視により 確認する。	a 貯蔵容器設置場所、防災センター等容易に点検できる場所に設けてあること。 b 火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けてあること。 c 地震等により 倒れないよう 堅固に設けられてあること。
御	機器等制御	目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣又は消防庁長官が指定 する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
装	表示灯・スイッチ	目視により確認する。	電源を確認する表示灯、復旧スイッチが設けてあること。
_	防 護 措 [目視により確認する。	多接触継電器には、衝撃、じんあい等から保護するに適切な防護措置が講じてある こと。
置	遅 延 装 [t.	a 全域放出方式のものにあっては、HFC-23及びHFC-227eaを放射するものを除き、起動装置の作動から放出までの時間が20秒となる遅延装置が設けられているこ
			と。 b ハロン1301を放射するものにあっては、設けないことができる。
	自動・手動起動切替 置	100	a 自動・手動の切替え表示灯が設けられていること。 b 切替えは、かぎ等によらなければ操作できない構造であること。
配	設置 状 注	2 目視により確認する。	変形、損傷及びつぶれ等がなく接続が確実であること。
管	配 管 系	目視により確認する。	集合管、分岐管等の管及びバルブ類の配管系路は、適正であること。
	操作管・逆止:	日視により確認する。	逆上弁の取付位置、方向及び操作管の接続経路が適正であること。
バ	構造 ・ 材 か	f 目視により確認する。	a 鋼管にあっては、次のとおりとすること。
ル			 ハロン2402は、JISG3452 ハロン1211又はハロン1301は、JISG3454のSTPG370のうち、呼び厚さ
ブ類			 でスケジュール40以上 3 HFC-227ea (ヘブタフルオロプロパン) は、JISG3454のSTPG370のうち、呼び厚さでスケジュール40以上 4 HFC-23(トリフルオロメタン) は、JISG3454のSTPG370のうち、呼び厚さで80以上 5 これらと同等以上の強度を有するもので亜鉛メッキ等による防食処理を施したもの
			b 銅管にあっては、次のとおりとすること。 JISH3300に適合するもの c 管継手等にあっては、次のとおりとすること。 管継手及びバルブ類は、鋼管若しくは鋼管等と同等以上の強度及び耐食性を有す るもの
	口径·使用数等		管、管維手及びバルブ類の口径、使用個数等は、設計どおりで適正であること。
	安全装	日視により確認する。	噴射ヘッドまでの間に選択弁等を設けるものにあっては、貯蔵容器から選択弁まで の配管の間に、安全装置等が設けられていること。
噴射	設 置 位 置 气	目視により確認する。	有効に消火できるように設けてあること。
ヘッド	構造・性質	目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣又は消防庁長官が指定 する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
防	防 護 区 j	直視により確認する。	防護区画又は防護空間の規模、位置等は、適正であること。
護区画	開口部の自動閉鎖措置。	目視により確認する。	a ハロン2402、ハロン1211及びハロン1301を放射するものにあっては、床面からの 高さが階高の3分の2以下の位置にある開口部で、放射した消火剤の流出により消 火効果を減ずるおそれのあるもの又は保安上危険がある開口部には自動閉鎖装置が 設けてあること。
等			b HFC-23、HFC-227eaには自動閉鎖装置が設けてあること。
	消火剤を付加する開口部面 (ハロン1301、ハロン1211又はハロン 2402を放射するものに限る。)		開口部で消火剤の付加量を必要とする部分の開口面積は、所定の面積以下であること。
	消火剂流出防止措	日視により確認する。	扉等は、放出された消火剤が防護区画外に著しく流出するおそれのない構造である こと。
	開口部の位 1	目視により確認する。	開口部は、階段室、非常用エレベーターの乗降ロビー等の場所に面して設けていな いこと。
	消火剤等排出措[目視により確認する。	放出した消火剤等を安全な場所へ排出するための措置がなされていること。
	圧 力 上 昇 防 止 措 f	目視により確認する。	HFC-23又はHFC-227eaを放射する全域放出方式の設備には当該区画の内圧力の 上昇を防止するための措置がなされていること。
電源	常用電影	目視により確認する。	a 専用の回路となっていること。 b 電源の容量が適正であること。
	非常電源の種類	目視により確認する。	自家発電設備又は蓄電池設備であること。
7	設 置 位 1		ホース接続口までの水平距離が20m以下となるように設けてあること。
1			

1211 ホーノメ 1301 等(ハロン 2402





ハロゲン化物消火設備

消防用設備等の 試験項目・試験方法・判定基準

		試 験	項 目		試験方法	合 否 の 判 定 基 準
1	設	置	位	置	目視により 確認する。	ホース接続口までの水平距離が20m以下となるように設けてあること。
ヘル・ホ	構	造	• 性	能	目視により 確認する。	ホース、ノズル、ノズル開閉弁及びホースリールは、消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
ス等(ハロン2402、1211、1301に限る)	表	示 灯	• 標	談	目視により 確認する。	a 設置位置が適正であること。 b 赤色の灯火及び消火剤にハロゲン化物を使用する移動式のハロゲン化物消火設備である旨を表示した標識が適正に設けられていること。
丽		震	措	(iii)	目視により 確認する。	貯蔵容器等、加圧ガス容器、配管及び非常電源には、地震動により、変形、損傷等 が生じないように措置されていること。





3

ハロゲン化物消火設備

消防用設備等の 試験項目・試験方法・判定基準

機能試験

試 験	項	B	試験方法	合否の判定基準
圧 力 調	整装	置試験		び調整圧力値が、適正であること。
			後、試験用のガスを加圧して作動状況を 確認する。 注:確認は、容器弁を手動操作又は容 器弁開放装置を、ガス圧又は電気	
			により作動させて行う。	
容器弁開が	女装置の	作 動 試 験	起動用ガス容器の容器弁開放装置を、 起動用ガス容器から取り外し、手動起動 装置若しくは制御盤を操作し又は自動起 動装置にあっては、感知器等を作動さ せ、これらの作動状況を確認する。この 場合、自動起動装置を有するものにあっ ては、自動及び手動に切り替えて試験す る。	形、損傷等がなく確実に作動すること。
選択弁	作 動	対 験	各系統ごとに貯蔵容器回りの導管を離 脱し、電気式のものにあっては起動装置 を操作することにより、ガス圧式のもの にあっては試験用のガスを用いて、それ ぞれ作動状況を確認する。	よる作動が確実であること。
制御装置試験	遅 延	時 間	取り外し、手動起動装置若しくは制御盤 間を設ける場合を操作し、又は自動起動装置にあっては b その他の消火感知器等を作動させ、これらの作動状況 限の時間で設計	放射するものにあっては、設けないことができる。ただし、遅延 は、作動時限は20秒以上であること。 剤を使用するものにあっては、防護区画を構成するのに必要な最か 時の設定値の範囲内であること。 させるときは、必ず容器弁開放装置を取り外して行うこと。
	非常停止模	技 構作動状況	切り 替えて試験すること。 を操作した場合、	31、1301にあっては、遅延装置の設定時間内に非常用停止スイッラ容器弁又は放出弁が開放しないこと。
	音響警報先	七行作動状況	置の点検方法により行い、放出用押しボーものであること	、引き栓等は、音響警報装置が作動した後でなければ操作できない
	自動・手重 況	协切替作動状	タン操作後、容器弁開放装置の作動まで の時間を測定する。) 切替スイッチは あること。	、専用のものであり、切替えは、カギ等により確実に行えるもの
	※異常信 号試験	短絡試験		が作動しないこと。 3又は起動回路異常の旨を表示し、かつ、音響警報器が作動するこ
		地絡試験	各系統ごとに貯蔵容器回りの導管を離 脱し、制御盤又は操作箱の音響警報起動 信号線、放出起動信号線、放出停止信号 線、電源線及び容器弁又は放出弁開放装 置起動用信号線を1線ごとに地絡させ、 作動状況を確認する。ただし、接地して いる電源線は除く。	旨の表示又は起動回路異常の旨の表示をし、かつ、音響警報器が
警報装置試験	B装置試験 起動装置による作動状 況		手動起動装置を操作することにより 作動	よる 起動装置の操作又は作動により 自動的に警報を発すること。
	警報鳴	動状況	日期起動装置によるものにあっては	動装置若しくは操作盤の非常停止装置又は復旧スイッチを操作し: 動を継続すること。
	音	最	方法に準じた試験方法により作動状況を 音量は、防護区	画内のすべての場所で明瞭に確認できるものであること。
	音声警報装	 長置作動状況	確認する。 注意音を鳴動さ	せた後に音声による警報が行えるものであること。
	自動警報	设作 動 状 況		非常停止スイッチ又は制御整等の復旧スイッチが操作されていた: 災報知設備の感知器が作動した場合は、自動的に警報を発するも
附属装置連動 試験			電気式のものにあっては起動装置を操 作することにより、ガス圧式のものに あっては試験用のガスを用いてそれぞれ	実に作動すること。
			At the state mile to the state of the state	復旧操作が容易に行えること。
消火剤	排出	試 験	当該排出装置の起動操作をする。 排出装置が正常	に作動すること。
放 出 表	示 灯	試験	圧力スイッチ等を作動させる等により、当該区画の表示灯の点灯状況を確認する。 防護区画の表示灯の点灯状況を確認する。	口等に設けられた放出表示灯が確実に点灯又は点滅すること。

備考 ※印の試験は、「不活性ガス消火設備等の制御盤の基準」(平成13年消防庁告示第38号) に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の 認定を受け、その表示が貼付されているものにあっては、省略することができる。





5

ハロゲン化物消火設備

消防用設備等の 試験項目・試験方法・判定基準

総合試験

Г	試験	項 目	試験方法 合否の判定基準
総合	全域放出方式 又は局所放出 方式 (局所放出方 式は、ハロン 2402、1211、 1301に限る。)	100 000 11 100 000 1000	各防護区画において起動装置を操作し て試験用ガスの放出により 通気の状況、 なまった選択弁が確実に作動し、噴射ヘッドから放出された試験用のガスにより 放出系路に誤りがないものであること。
作動試		通 気 状 況	各部の状況等を確認する。 試験用ガスの放射量は試験を行う防護 区画の消火剤貯蔵量の10%相当の量(消
験		気 密 状 況	火剤貯蔵量1 kgあたりの量を下記の表に より算定した量の窒素又は空気とする。) 以上の量を用いる。ただし、試験用ガス
		区画別貯蔵容器開放数	貯蔵容器は設置消火剤貯蔵容器と同容量 のものとし、5 本を超えないこととする の開放装置が作動すること。
		音響警報装置作動状況	ことができる。ただし、自動閉鎖装置が ガス圧式の場合にあっては個々に確認す ることができる。 音響警報装置の鳴動が確実であること。
		放出表示灯点灯状况	ハロン2402 9 ℓ ハロン1211 15 ℓ 当該区画における放出表示灯が点灯又は点滅すること。
		附属装置作動状况	HFC227ea 14 ℓ
	移 動 式 (ハロン 2402、 1211、1301に 限る。)	移動式作動状況	放射は、試験用ガス(窒素又は空気) ホース及びホース接続部から試験用ガスの洩れがないこと。 を用いて行うものとし、ユニット 5 個以 内ごとに任意のユニットで、貯蔵容器と 同一仕様の、試験用ガス容器1 本を用い て行う。



